

## 私立幼稚園就園奨励助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が、入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減免する場合、神戸市が行う私立幼稚園就園奨励助成金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 園児 私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に規定する施設型給付費及び特例施設型給付費の対象となる施設を除く）に就園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児で、かつ神戸市内に住民登録がある者をいう。
- (2) 保護者 園児に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、私立幼稚園に対し保育料等の納付義務を有する者）をいう。
- (3) 園児等 園児並びに保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部及び情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄姉をいう。
- (4) 市民税所得割課税額 当該年度の市民税所得割課税額（ただし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市における平成30年度以降の市民税所得割課税額については平成29年度の税率により算出したものをいう。）から住宅借入金等特別税額控除の適用を受けているものについては適用前の額をいう。保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第1条の2第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合のこの助成金における階層区分は、保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同法第292条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市民税所得割額によることができる。ただし、寡夫と

みなされる保護者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が500万円を超えるときは、この限りでない。

(5) ひとり親世帯等 ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯をいう。

(i) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(ii) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

(iii) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(iv) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(v) 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(vi) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

(vii) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

（助成対象及び助成金の額）

第3条 神戸市は、設置者が減免する保育料等の額を限度として次の各号に定める世帯及び別表の区分に基づき、設置者に助成金を交付する。

(1) 1人以上の園児が就園し、次のいずれかに該当する世帯については、別表第1を適用する。

(i) 市民税所得割課税額が119,000円以下の世帯において、生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を有していない世帯

(ii) 市民税所得割課税額が119,000円を超える世帯において、生計を一にする小学校1年生、2年生又は3年生の兄弟を有していない世帯

(2) 1人以上の園児が就園し、次のいずれかに該当する世帯については、別表第2を適用する。

(i) 市民税所得割課税額が119,000円以下の世帯において、生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を有している世帯。

(ii) 市民税所得割課税額が119,000円を超える世帯において、生計を一にする小学校1年生、2年生又は3年生の兄弟を有している世帯

(助成金の額の特例)

第3条の2 ひとり親世帯等において、市民税が非課税となる世帯若しくは市民税の所得割が非課税となる世帯又は市民税所得割課税額が119,000円以下の世帯については、設置者が減免する保育料等の額を限度として次の各号に定める世帯及び別表の区分に基づき、設置者に助成金を交付する。

(1) 1人以上の園児が就園し、生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を有していない世帯については、別表第3を適用する。

(2) 1人以上の園児が就園し、生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を有する世帯については、別表第4を適用する。

(申請手続)

第4条 設置者は、助成金の交付を受けようとするとき、当該年度の4月時点において園児である者については当初申請として、それ以外の者については追加申請として、所管局長が定める日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 助成金交付申請書 (様式第1号)

(2) 助成金交付対象者内訳書 (様式第2号)

(3) 保育料減免措置に関する調書 (様式第3号)

(4) 保育料減免措置の対象となる園児の父母と園児の扶養者の所得を証する書類

(5) 世帯員のうち、園児等及び生計を一にする兄弟の健康保険証の写し

(6) 入園料・保育料の額が明らかになる園則等の書類

(7) その他、審査に必要と認められる書類

(助成金交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該書類を審査し、助成金額を決定し、設置者に通知する。ただし、当初申請においては、交付時期を2回とし、第1回目として前条第1号及び第2号の書類を審査のうえ一律12,100円を交付し、第2回目として別表第1から第4までに掲げる助成限度額から12,100円を減じた額を交付する。

2 途中の入退園による助成金は、次の計算式により算出する。

(1) 入園料の負担がある場合

$$\text{年間限度額} \times \frac{\text{保育料の支払い月数} + \text{入園料相当3か月分}}{15 \text{ か月}} \quad (\text{百円未満を四捨五入})$$

(2) 入園料の負担がない場合

$$\text{年間限度額} \times \frac{\text{保育料の支払い月数}}{12 \text{ か月}} \quad (\text{百円未満を四捨五入})$$

(助成金の請求及び交付)

第6条 助成金の交付決定を受けた設置者は、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付は、概算払いで行う。

(異動の報告)

第7条 設置者は、保育料等の減免措置の対象となっている園児の入園、退園、休園、保護者の神戸市外転出、その他助成金の額の追加交付又は返還を要する異動(以下「異動」という。)が生じたときは、所管局長が定める日までに異動報告書(様式第5号)等を提出しなければならない。

(助成金の追加交付と返還)

第8条 前条に規定する異動が生じた場合、設置者は、助成金の追加交付申請又は既に交付された助成金の返還をしなければならない。

2 途中の入園により同一園児が年度内に2以上の私立幼稚園に在籍する場合、又は同一の私立幼稚園に在籍し、かつ年度内に神戸市外から転入した場合において、既に助成金の交付

を受けている者については、助成限度額から既交付額を引いた額を限度に交付する。

- 3 前項にかかわらず、神戸市外からの転入により途中入園した者については、第5条第2項の規定により算出した額を交付する。

(実績報告書)

第9条 設置者は、減免措置を完了したときは、速やかに市長に対し実績報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(額の決定)

第10条 市長は、当該申請者から前項の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、設置者に速やかに通知する。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、所管局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月24日に施行し、平成24年度の就園奨励助成から適用する。

附 則

- 2 この要綱は、平成25年5月27日に施行し、平成25年度の就園奨励助成から適用する。

附 則

- 3 この要綱は、平成26年5月16日に施行し、平成26年度の就園奨励助成から適用する。

附 則

- 4 この要綱は、平成27年5月18日に施行し、平成27年度の就園奨励助成から適用する。

附 則

- 5 この要綱は、平成28年5月25日に施行し、平成28年度の就園奨励助成から適用する。

附 則

6 この要綱は、平成29年5月2日に施行し、平成29年度の就園奨励助成から適用する。

附 則

7 この要綱は、平成30年6月14日に施行し、平成30年度の就園奨励助成から適用する。

(別表第1)

区 分		助成限度額(年額・円)		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
A1	生活保護世帯の園児	308,000	308,000	308,000
A2	市民税非課税又は市民税所得割非課税世帯の園児	272,000	308,000	308,000
B	市民税所得割課税額について, 77,100円以下の世帯の園児	187,200	247,000	308,000
C1	市民税所得割課税額について, 119,000円以下の世帯の園児	62,200	185,000	308,000
C2	市民税所得割課税額について, 211,200円以下の世帯の園児	62,200	185,000	308,000
D	市民税所得割課税額について, 366,900円以下の世帯の園児	42,000	165,000	308,000
D2	上記Dの区分を超える世帯の園児	26,000	165,000	308,000
E	その他特に助成を必要と認められる世帯の園児	区分A1～D2に準ずる額		

(別表第2)

区 分		助成限度額(年額・円)	
		生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を2人以上有している園児(第3子以降)
A1	生活保護世帯の園児	308,000	308,000
A2	市民税非課税又は市民税所得割非課税世帯の園児	308,000	308,000
B	市民税所得割課税額について、77,100円以下の世帯の園児	247,000	308,000
C1	市民税所得割課税額について、119,000円以下の世帯の園児	185,000	308,000

区 分		助成限度額(年額・円)	
		生計を一にする小学校1年生、2年生又は3年生の兄弟を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	生計を一にする小学校1年生、2年生又は3年生の兄弟を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び生計を一にする小学校1年生、2年生又は3年生の兄弟を2人以上有している園児(第3子以降)
C2	市民税所得割課税額について、211,200円以下の世帯の園児	185,000	308,000
D	市民税所得割課税額について、366,900円以下の世帯の園児	154,000	308,000
D2	上記Dの区分を超える世帯の園児	154,000	308,000
E	その他特に助成を必要と認められる世帯の園児	区分A1～D2に準ずる額	



(別表第 3)

区 分		助成限度額(年額・円)		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
A2	市民税非課税又は市民税所得割非課税世帯の園児	308,000	308,000	308,000
B	市民税所得割課税額について, 77,100 円以下の世帯の園児	272,000	308,000	308,000
C1	市民税所得割課税額について, 119,000 円以下の世帯の園児	217,000	308,000	308,000

(別表第 4)

区 分		助成限度額(年額・円)	
		生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を1人有しており, 就園している場合の最年長者(第2子)	生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を1人有しており, 同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び生計を一にする小学校1年生以上の兄弟を2人以上有している園児(第3子以降)
A2	市民税非課税又は市民税所得割非課税世帯の園児	308,000	308,000
B	市民税所得割課税額について, 77,100 円以下の世帯の園児	308,000	308,000
C1	市民税所得割課税額について, 119,000 円以下の世帯の園児	308,000	308,000